

# 令和5年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費 補助金

本事業は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が代表幹事として、  
大日本印刷株式会社との共同事業体により執行する事業です。

**Sii** 一般社団法人  
環境共創イニシアチブ  
Sustainable open Innovation Initiative

**DNP** 大日本印刷株式会社



# 【はじめに】補助金を申請及び受給される皆様へ

本補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

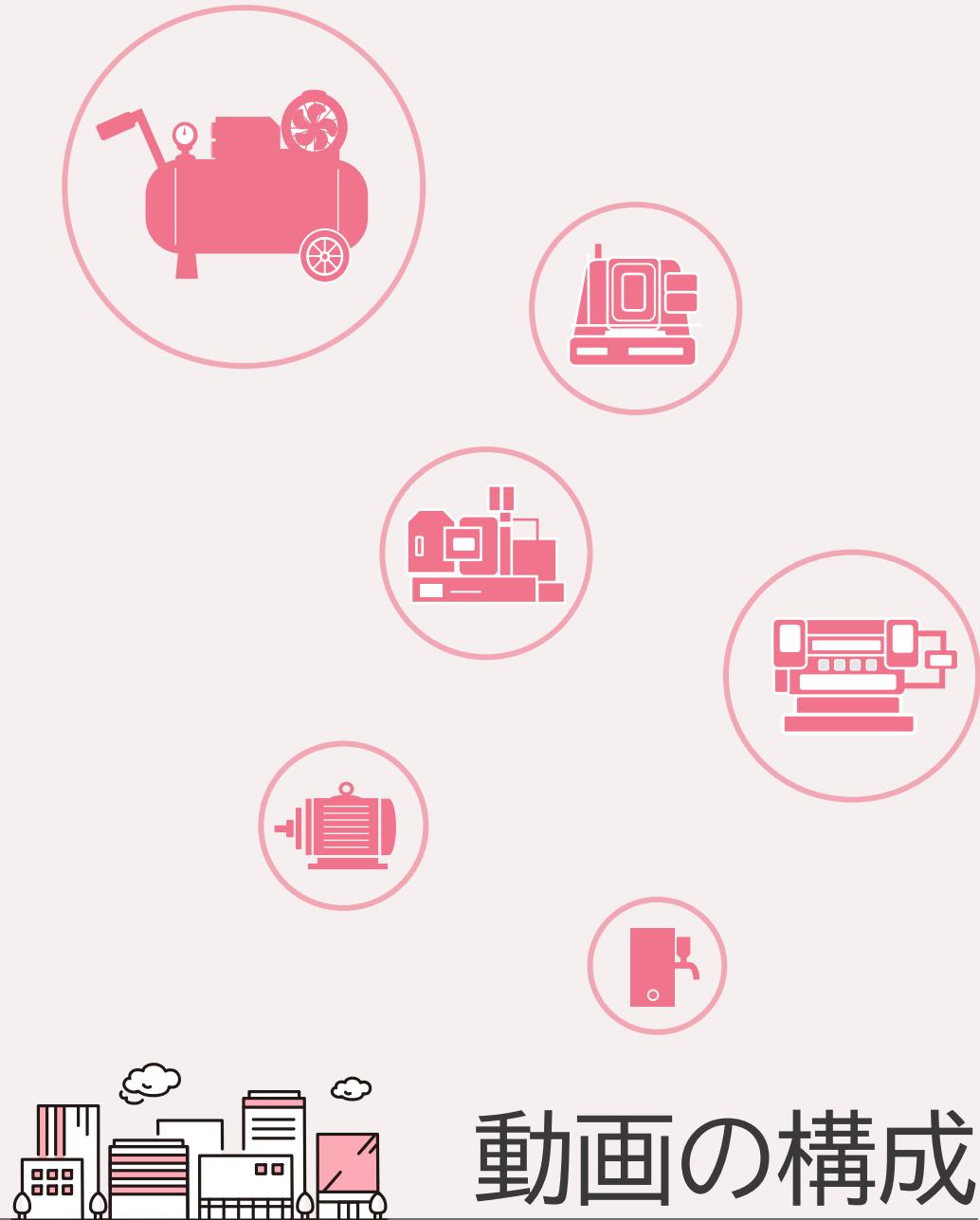
当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

補助金を申請される方、採択されて補助金を受給される方は、以下の内容をよくご理解のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

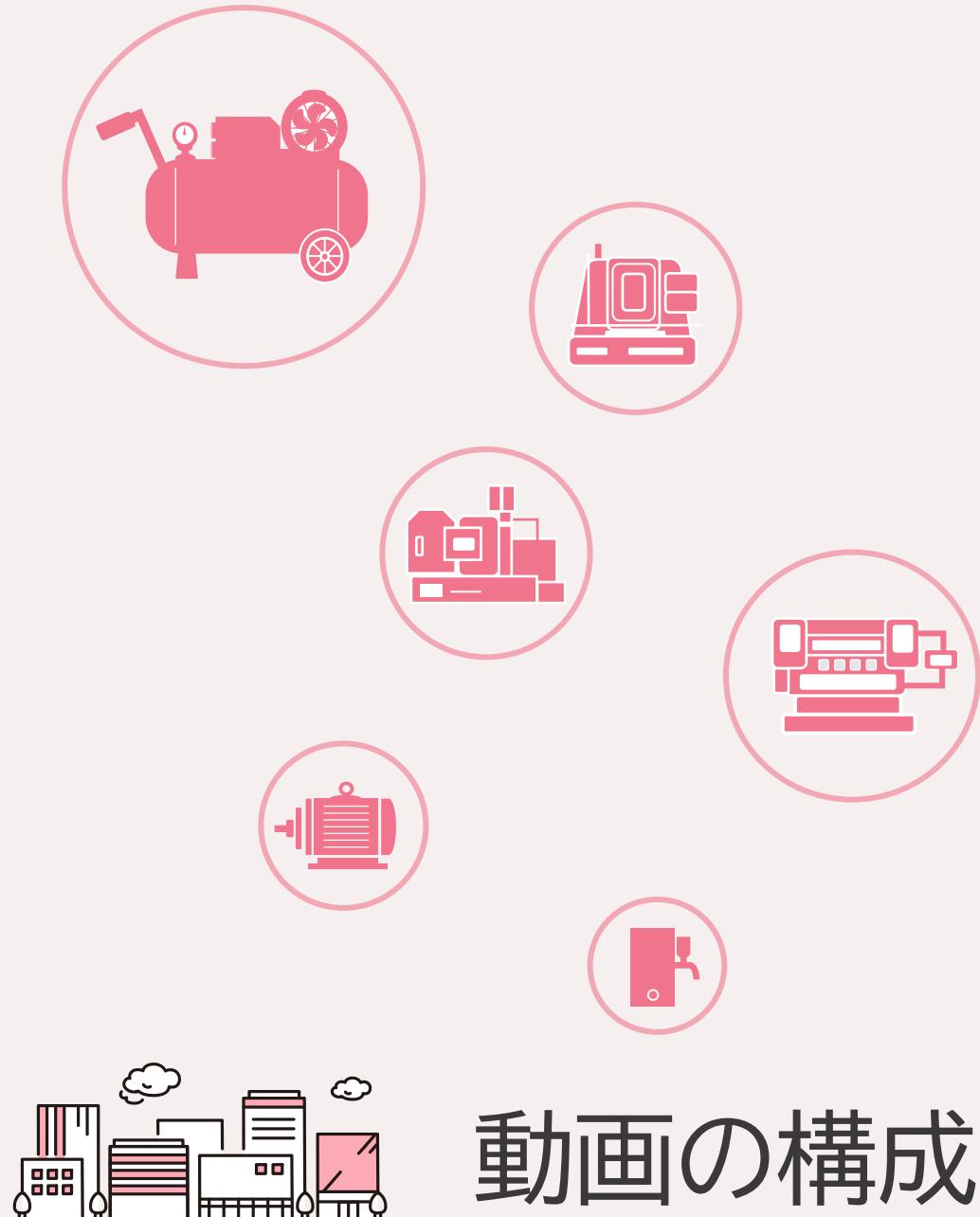
- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ② SIIが定める交付規程
- ③ 本事業の公募要領



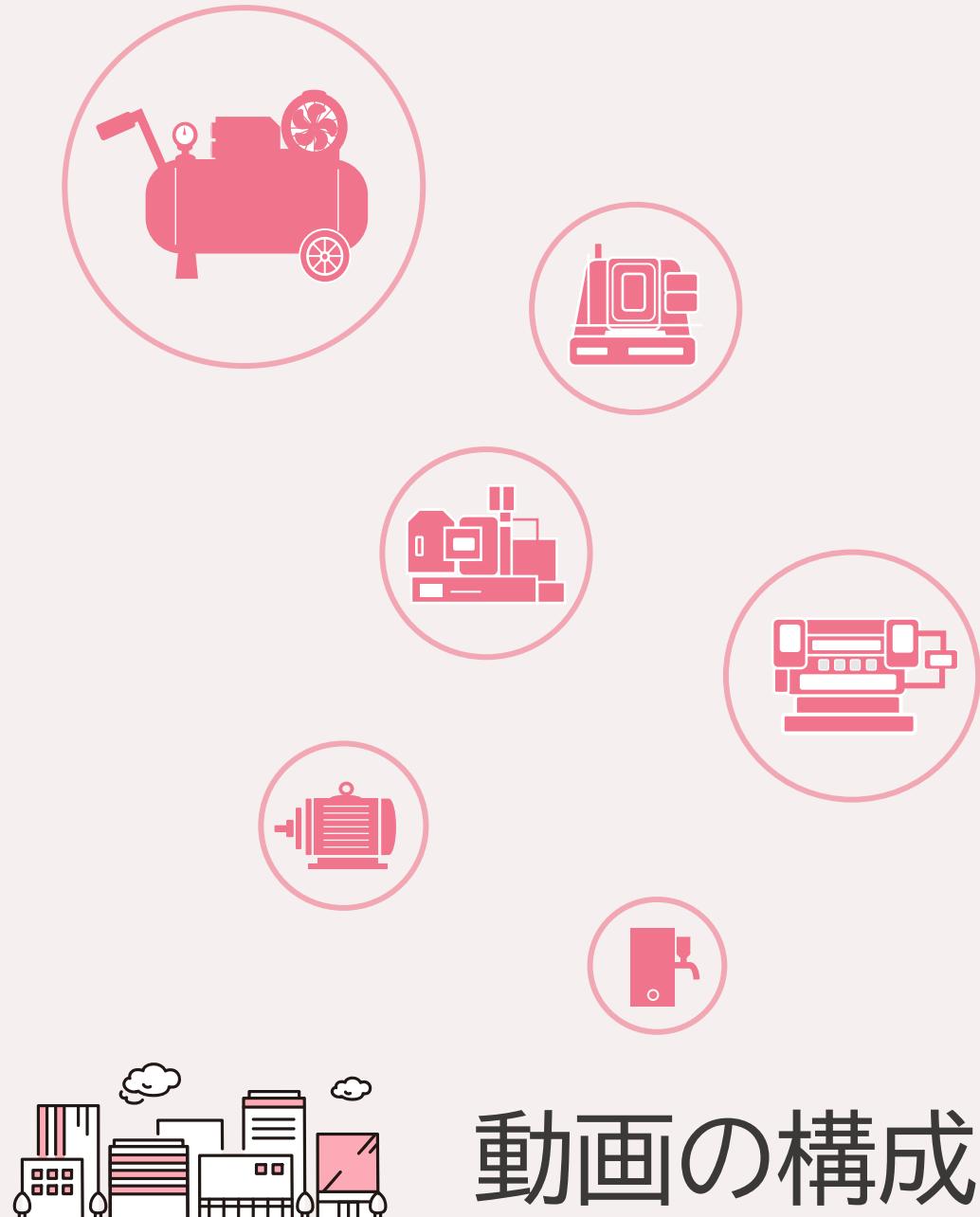
- ▶ 各事業区分概要
- ▶ **事業概要**  
補助対象事業における各要件について
  - 補助対象事業の要件
  - 補助対象事業者
  - 企業体の定義について
  - 共同申請について(リースを活用する場合)
  - 省エネ法特定事業者等の要件について
  - 申請単位
  - 複数年度事業



- ▶ 事業概要(補助対象経費等)
  - 補助対象経費
  - 補助率及び補助金限度額
- ▶ 補助事業期間と事業実施スケジュール
  - 補助事業期間
  - 事業実施スケジュール
- ▶ 各区分の概要
  - (Ⅲ)設備単位型
  - (Ⅳ)エネルギー需要最適化型



- ▶ 交付申請以降の流れ
  - 交付申請の手順
  - 申請にあたっての留意点
  - 審査について
  - 交付決定について
  - 補助事業の実施
  - 実績報告及び補助金の確定
  - その他の注意事項
- ▶ お問い合わせ先



## 各事業区分の概要



# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分(Ⅲ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(I)工場・事業場型	(a) 先進設備・システム	資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業
	(b) オーダーメイド型設備	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等(オーダーメイド型設備)へ更新等する事業
(II)電化・脱炭素燃転型		化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う(c)指定設備等へ更新等する事業
(III)設備単位型		SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した(c)指定設備へ更新する事業
(IV)エネルギー需要最適化型		SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、(IV)単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分(Ⅲ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅲ)設備単位型	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した(c)指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、(Ⅳ)単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

# 各事業区分概要

本補助金は、省エネルギー性能の高い設備及び機器への更新等に要する経費の一部を支援する補助金です。

次に掲げる事業区分(Ⅲ)(Ⅳ)に該当するものが補助対象事業となります。

(Ⅲ)設備単位型	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した(c)指定設備へ更新する事業
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型	SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業

※ なお、(Ⅳ)単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金での申請となりますので、ご注意ください。

# 事業概要

補助対象事業における各要件について



# 補助対象事業の要件

▶ 補助対象事業は、以下の「省エネルギー効果の要件」を満たす必要があります。

## 省エネルギー効果の要件

(Ⅲ)設備単位型	SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備へ更新すること
(Ⅳ)エネルギー需要最適化型	申請単位で「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 <b>2%以上</b> を満たす事業

▶ 補助対象事業のうち、事業区分(Ⅲ)と(Ⅳ)を組み合わせて申請する場合は、以下全ての事業要件を満たす必要があります。

- ・ 投資回収年数が5年以上であること
- ・ 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業  
※ なお、この中小企業者に該当しない会社法上の会社は、みなしだ企業を含みます。
- ・ 経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業
- ・ 導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業

## 補助対象事業と認められない例

- ・ 新築・新設の事業所へ新たに導入する設備
- ・ 既存の事業所において新たに設備を追加する増設
- ・ 故障等により事業活動に使用していない設備の更新
- ・ 専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備更新
- ・ 発電設備を新たに導入して売電を目的とする事業
- ・ 売電する事業所が発電設備を更新して売電量を増加させる事業



上記の事業は交付申請が出来ません！

# 補助対象事業者①

## 交付申請をする者(申請者)の主要要件

- ・ 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること
- ・ 直近の年度決算において債務超過でないこと
- ・ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間中、継続的に使用する者であること
- ・ 取得した補助対象設備を、取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、運用を図る者であること
- ・ 成果報告時に、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できる事業者であること  
※ (Ⅲ)と(Ⅳ)を組み合わせて申請する場合は、補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できる事業者であること

## 補助対象事業者②

### 交付申請をする者(申請者)の主な要件

- ・ 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること
- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- ・ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること



# 企業体の定義について <中小企業者等①>

## 中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じ、所定の条件を満たす者

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 複数業種を営んでいる場合の主たる業種の判断については、直近年度の売上高等の最も大きい事業で判断してください。

以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」とし、中小企業者とはなりません。

- ・ 資本金、又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される場合  
※ 但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は除きます。
- ・ 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年、  
又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合

# 企業体の定義について <中小企業者等②>

## 中小企業団体等

- ・ 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づき設立した法人

※ 該当する場合は申請時に認可証の写しを提出してください。

## 個人事業主(青色申告者のみ)

## その他中小企業者等(会社法上の会社以外)

- ・ 会社法上の会社以外の法人であって、従業員が300人以下の法人

※「会社法上の会社」とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社を指します。

※「会社法上の会社以外の法人」とは、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」

「特定非営利活動法人(NPO法人)」「中小企業団体等以外の協同組合」等をいいます。

# 企業体の定義について <その他、大企業>

## その他

- ・ みなしだ企業に該当する法人
- ・ 「会社法上の会社」以外の法人であって従業員が300人超えの法人

## 大企業(要件を満たす場合のみ申請が可能)

- ・ 「中小企業者等」、「その他」以外の法人で、以下3つの要件のいずれかを満たすこと
  - ① 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において、「令和4年定期報告書分」として『Sクラス』に該当する事業者  
※ 原則、公募締切時点で「令和4年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページでSクラスとして公表されていることが確認できる事業者です。
  - ② 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Aクラス』に該当する事業者  
※ 令和4年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること
  - ③ 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

# 共同申請について(リースを活用する場合)

➤ リースの場合は、リース料金から補助金相当分を減額する必要があります。

リース料金から補助金相当分を減額する



- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入の併用は不可
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約の場合は対象外
- 補助対象設備を処分期限期間中、使用することを前提としたリース契約とする  
※ 処分期限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。  
※ 共同申請を行うリース事業者には、大企業についての補助事業者要件は課しません。

# 省エネ法特定事業者等の要件について

- ・ 省エネ法特定事業者等(年間エネルギー使用量が原油換算1,500kl以上の事業者)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度に参加宣言していることを要件とします。
- 特定事業者等は、申請時に、開示制度の「宣言フォーム」からの宣言を受けて経済産業省から送付されるメールの写しを提出すること  
※ 令和6年3月8日から開示の宣言が開始されている本格運用に向けた開示の宣言に限る
- 開示制度におけるシートを作成する際には、本補助金による計画や実績(省エネ効果を含む)について、自由記述欄に簡潔に記載すること

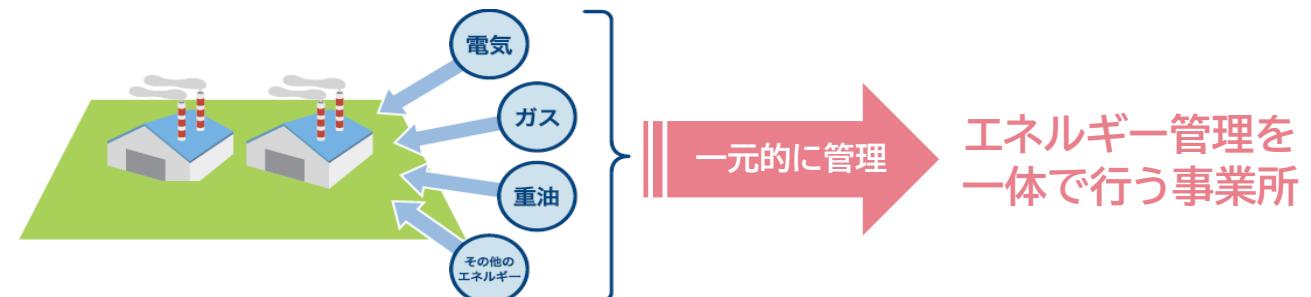
# 申請単位

- 原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請が必要です。

## エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいいます。

- 省エネ法に基づいて定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請すること
- 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること



### <共同申請とする場合について>

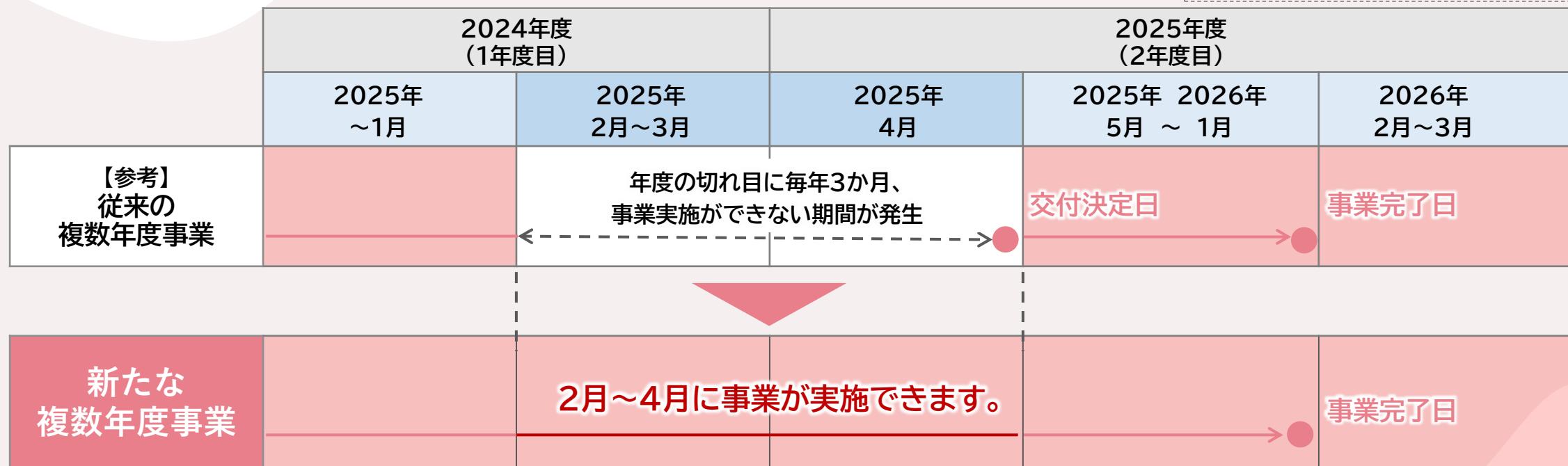
- エネルギー管理を一体で行う単位が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること
- 導入設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者と使用者で共同申請すること

# 複数年度事業

- 本補助金は、複数年の投資・事業計画に対応できる新たな制度となりました。
- 以下の要件を全て満たす事業について申請をすることが可能です。
  - ① 単年度での実施が困難な事業であること
  - ② 年度ごとの発生経費を明確に区分した事業計画が策定可能であること

<複数年度事業(全体2年)の場合>

凡例: ■ 事業実施期間



※ 詳細は公募要領「4. 複数年度事業」を参照してください。

## 事業概要(補助対象経費等)



## 補助対象経費(Ⅲ)設備単位型

- 補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみとし、原則3者以上による価格競争等を実施した結果による最低価格を上限とします。
- なお、以下の経費については補助対象外となります。

- 補助事業の実施に要する設計費等の経費(設計費)
- 導入する補助対象設備又は除却する設備の運搬費等の経費(運搬費)
- 既存設備等の撤去費用、除却又は廃棄に要する経費(撤去費・廃棄費用)
- 導入する補助対象設備の設置に要する据付費や工事費等の経費(据付費・工事費)
- 補助対象設備以外(配線、配管等)の材料等の経費(材料等経費)
- 会議費等の諸経費、交付決定前に要した経費(諸経費・その他経費)
- 消費税法に定める消費税・地方消費税(消費税・地方消費税)

上記以外の経費についても、SIIが補助対象外と判断する場合がある。

## 補助対象経費(IV)エネルギー需要最適化型

➤ 補助対象経費は、補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費とします。

区分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等
設備費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造(改修を含む。)に要する経費
工事費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

➤ 以下の経費については補助対象外となります。

- SIIが補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- 補助金交付決定が行われる以前に係る経費(事前調査費等)
- 建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
- 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- 消費税及び地方消費税

# 補助率及び補助金限度額①

## 各事業区分の補助率について

	(III)設備単位型	(IV)エネルギー需要最適化型
中小企業者等	1/3以内	1/2以内
上記以外 (みなし大企業を含む)	1/3以内	1/3以内

※ 例として、中小企業者等で(III)と(IV)を組み合わせる場合の補助率は、  
(III)設備単位型は1/3以内、(IV)エネルギー需要最適化型は1/2以内となります。

## 補助率及び補助金限度額②

### 各事業の補助金限度額について

	(Ⅲ)設備単位型	(Ⅳ)エネルギー需要最適化型
上限額	1億円/事業全体	1億円/事業全体
下限額	30万円/事業全体	100万円/事業全体

※ (Ⅳ)エネルギー需要最適化型を組み合わせて申請する場合は、(Ⅲ)設備単位型と(Ⅳ)エネルギー需要最適化型それぞれの上限額が適用されます。

※ 複数年度事業も上記の補助金限度額となります。